

昭和二十四年法律第百号  
建設業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 建設業の許可（第三条・第四条）	第三章 建設工事の請負契約（第五条・第十一条）
第二節 一般建設業の許可（第五条・第十四条）	第三節 特定建設業の許可（第十五条・第十一条）	第四節 承継（第十七条の二・第十七条の三）
第三章 建設工事の請負契約（第十八条・第二十四条）	第二章 建設業の許可（第三条・第四条）	第三章 建設工事の請負契約（第十八条・第二十四条）
第一節 元請負人の義務（第二十四条の二）	第一節 通則（第二十五条）	第一節 通則（第二十五条）
第二節 第二十四条の八（第二十五条の二十六）	第二章 建設業の許可（第三条）	第二章 建設業の許可（第三条）
第三章 の二建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条・第二十五条の二十六）	第三章 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）をい。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。	第三章 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）をい。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。
第四章 の二建設業者の経営に関する事項の審査等（第二十七条の二十三・第二十七条の三十六）	第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十七）	第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十七）
第五章 監督（第二十八条・第三十二条）	第六章 中央建設業審議会等（第三十三条・第三十九条の三）	第六章 中央建設業審議会等（第三十三条・第三十九条の三）
第七章 雜則（第三十九条の四・第四十四条の三）	第八章 罰則（第四十五条・第五十五条）	第七章 雜則（第三十九条の四・第四十四条の三）
（目的） 第一章 総則	（目的） 第一章 総則	（目的） 第一章 総則

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。この法律において「建設業」とは、元請、下請その他のいかなる名義をもつてするかを問はず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

（定義） 第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。この法律において「建設業」とは、元請、下請その他のいかなる名義をもつてするかを問はず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

（目的） 第一章 総則

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおそ	5 又は一部について締結される請負契約をいう。この法律において「発注者」とは、建設工事を他の者から請け負つたもの（除く。）の注文者（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における請負人とは、下請契約における請負人をいう。
6 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可に係る同項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。	6 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可に係る同項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。
7 他に営業を行つている場合においては、そ	7 他に営業を行つてている場合においては、そ
（建設業の許可）	（建設業の許可）

（建設業の許可）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）をい。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

第四条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

（附帯工事）

第五条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

（第二節 一般建設業の許可）

（許可の申請）

第六条 建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」といいう。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めることにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者は、前項の規定にかかるわらば、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

六 前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者は、前項の規定にかかるわらば、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

六 前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければならぬ。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 その営業所ごとに、営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次にいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和二十二年法律

れらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名

及び支配人があるときは、その者の氏名及ぶ支配人がある場合には、その者の氏名

規定期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

五 その営業所ごとに置かれる第七条第二号に規定する営業所技術者の氏名

六 許可を受けようとする建設業に係る建設業に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

七 他に営業を行つている場合においては、そ

の営業の種類

（許可申請書の添付書類）

六 前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

三 使用人數を記載した書面

四 許可を受けようとする者（法人である場合に限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものでなければならぬ）

五 次条第一号及び第二号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

六 次条第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面

（許可の基準）

七 許可を受けようとする者は、前項の規定にかかるわらば、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

六 前各号に掲げる書面以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（許可の基準）

七 許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければならぬ。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 その営業所ごとに、営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次にいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和二十二年法律

第一六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。第二十六条の八第一項第二号口において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。同号口において同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの。

四 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同様以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

五 法人である場合においては當該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、そな人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に關して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るもの)を除く。)を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかなる者でないこと。

第八条 國土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定によ

四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

七 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十四号において「暴力団員等」という。)

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役員等のうちに第一号か

ら第四号まで又は第六号から前号までのいづれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいづれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいづれかに該当する者(第二号に該当する者(第一号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使人であつた者を除く。))のあるもの

十三 一個人で政令で定める使人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいづれかに該当する者(第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使人であつた者を除く。)のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者(許可換えの場合における従前の許可の効力)

第九条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号のいづれかに該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合(第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。)において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る從前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 都道府県知事が許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一つの都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

第三条第四項の規定は建設業者が前項各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合において第五条の規定による申請があつたときについて、第六条第二項の規定はその申請をする者について準用する。

(登録免許税及び許可手数料)

**第十一条** 国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる区分により、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定める登録免許税又は政令で定める許可手数料を納めなければならない。

一 許可を受けようとする者であつて、次号に掲げる者以外のものについては、登録免許税

二 第三条第三項の許可の更新を受けようとする者及び既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者については、許可手数料

(変更等の届出)

**第十二条** 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 許可に係る建設業者は、営業所に置く営業所技術者が当該営業所に置かれなくなつた場合又は第七条第二号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたと出しなければならない。



都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。  
イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。  
ロ 合併存続法人が該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。  
建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合（当該建設業者である法人（以下「この条において「分割被承継法人」といいう。）（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人（分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては分割承継法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、分割被承継法人等（分割被承継法人、分割によりその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であつて分割被承継法人でないもの及び分割承継法人をいう。）が、あらかじめ該分割について国土交通省令で定めるところにより次の各号による建設業者としての地位を承継する。  
一 分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣  
二 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣  
三 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該都道府県知事が同一に該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

四 第七条及び第八条の規定は一般建設業の許可を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人（以下この条において「譲渡人等」という。）に係る前三項の認可について、第八条及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受けている譲渡人等に係る前三項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第七条及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の二第一項に規定する譲受人、同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」と読み替えるものとする。

五 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は譲受人、合併存続法人若しくは分割承継法人が受けている建設業の許可について第三条の第二項の規定により付された条件（この項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。第二十九条第二項において同じ。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付すことができる。この場合においては、第三条の二第二項の規定を準用する。

六 第一項から第三項までの規定により譲渡人等の建設業者としての地位を承継した譲受人等（建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下のこの条において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定める建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可は、その効力を失う。

一 国土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき（当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等

三 都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき）に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

四 都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業

五 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

六 建設業の許可を受けていない譲受人等が、同時に、都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき（当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）当該都道府県知事の許可に係る建設業

七 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等（当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。

（相続）

**第十七条の三** 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続ぎ當もうとするとき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場

合を除く。)は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。

一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣

二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人にに対してした建設業の許可是、その相続人に対ししたものとみなす。

3 第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

### 第三章 建設工事の請負契約

#### 第一節 通則

(建設工事の請負契約の原則)

**第十九条** 建設工事の請負契約の当事者は、各々の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容  
二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期	四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
五 請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百八十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
十五 契約に関する紛争の解決方法	十六 その他国土交通省令で定める事項
三 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子機器名押印をして相互に交付しなければならない。	二 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するもの変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

第一十九条の二 請負人は、請負契約の履行に関する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人の選任等に関する通知」）	第一十九条の二 請負人は、請負契約の履行に関する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人の選任等に関する通知」）
工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人にに対する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。	工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法（第四項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。
注文者は、請負契約の履行に関する書面による通知を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法（第四項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。	注文者は、請負契約の履行に関する書面による通知を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法（第四項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。
三 請負人は、第一項の規定による書面による通知を置く場合においては、同項の注文者の承諾を得て、政令で定めるところにより、同項の注文者の承諾を得て、現場代理人に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該請負人は、当該書面による通知をしたものとみなす。	三 請負人は、第一項の規定による書面による通知を置く場合においては、同項の注文者の承諾を得て、政令で定めるところにより、同項の注文者の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該請負人は、当該書面による通知をしたものとみなす。
四 注文者は、第二項の規定による書面による通知を置く場合においては、同項の注文者の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。	四 注文者は、第二項の規定による書面による通知を置く場合においては、同項の注文者の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第一十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事を施工するに通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。（不正に低い請負代金の禁止）	第一十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事を施工するに通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。（不正に低い請負代金の禁止）
二 建設業者は、請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条第一項の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。この場合において、当該請負人は、当該発注者に代えて、政令で定めるところにより、同項の請負人の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。	二 建設業者は、請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条第一項の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。この場合において、当該請負人は、当該発注者に代えて、政令で定めるところにより、同項の請負人の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
三 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	三 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
四 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行つため必要があると認めるときは、当該発注者に對して、報告又は資料の提出を求めることができる。（建設工事の見積り等）	四 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行つため必要があると認めるときは、当該発注者に對して、報告又は資料の提出を求めることができる。（建設工事の見積り等）

第五条の三 注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に從事する労働者による適正な施工を確保するために通常必要と認められる材料費等の額を著しい。	第五条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。（不正な使用資材等の購入強制の禁止）
二 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができるが、その他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除いては、当該建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「材料費等」という。）の（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。	二 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を記載した建設工事の見積書による場合にあつては契約を締結するまでに著しく短い期間を工期とする請負契約（著しく短い工期の禁止）
三 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約による場合には、当該建設工事の見積りをするために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。	三 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約による場合には、当該建設工事の見積りをするために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
四 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。	四 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。
五 建設業者は、前項の規定による材料費等記載見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該材料費等記載見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めた方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該材料費等記載見積書を交付したものとみなす。	五 建設業者は、前項の規定による材料費等記載見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該材料費等記載見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めた方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該材料費等記載見積書を交付したものとみなす。
六 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するためには通常必要と認められる材料費等の額を著しく	六 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するためには通常必要と認められる材料費等の額を著しく





一 当事者の双方又は一方から、審査会に対し  
あつせん又は調停の申請がなされたとき。  
二 公共性のある施設又は工作物で政令で定め  
るものに関する紛争につき、審査会が職権に  
基き、あつせん又は調停を行う必要があると  
決議したとき。  
**(あつせん)**  
**第二十五条の十二** 審査会によるあつせんは、あ  
つせん委員がこれを行ふ。  
2 あつせん委員は、委員又は特別委員のうちか  
ら、事件ごとに、審査会の会長が指名する。  
3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双  
方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよ  
うに努めなければならない。  
**(調停)**

**第二十五条の十三** 審査会による調停は、三人の  
調停委員がこれを行う。

2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、  
事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 審査会は、調停のため必要があると認めるとき  
は、当事者の出頭を求め、その意見をきくこ  
とができる。

4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しそ  
の受諾を勧告することができる。

5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で  
作成しなければならない。

**第二十五条の十四** 審査会は、紛争がその性質上  
あつせん若しくは調停をするのに適当でないと  
認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだり  
にあつせん若しくは調停の申請をしたと認める  
ときは、あつせん又は調停をしないものとす  
る。(あつせん又は調停の打切り)

**第二十五条の十五** 審査会は、あつせん又は調停  
に係る紛争についてあつせん又は調停による解  
決の見込みがないと認めるときは、あつせん又  
は調停を打ち切ることができる。

2 審査会は、前項の規定によりあつせん又は調  
停を打ち切ったときは、その旨を当事者に通知  
しなければならない。

**第二十五条の十六** 前条第一項の規定によりあつ  
せん又は調停が打ち切られた場合において、当  
該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二  
項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又  
は調停の目的となつた請求について訴えを提起  
(時効の完成猶予)

2 あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当  
該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二  
項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又  
は調停の目的となつた請求について訴えを提起  
(時効の完成猶予)

**第二十五条の十七** 紛争について当事者間に訴訟  
が係属する場合において、次の各号のいずれか  
に掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申  
立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の  
期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をす  
ること。

一 当該紛争について、当事者間ににおいて審査  
会によるあつせん又は調停が実施されている  
こと。

二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審  
査会によるあつせん又は調停によつて当該紛  
争の解決を図る旨の合意があること。

3 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消  
すことができる。

2 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規  
定により第一項の決定を取り消す決定に対し  
ては、不服を申し立てることができない。

**(仲裁の開始)**

**第二十五条の十八** 審査会は、紛争が生じた場合  
において、次の各号のいずれかに該当するとき  
は、仲裁を行う。

一 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申  
請がなされたとき。

2 この法律による仲裁に付する旨の合意に基  
づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁  
の申請がなされたとき。

**(仲裁)**

**第二十五条の十九** 審査会による仲裁は、三人の  
仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当  
事者が合意によって選定した者につき、審査会  
の会長が指名する。ただし、当事者の合意によ  
る選定がなされなかつたときは、委員又は特別  
委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法  
(昭和二十四年法律第二百五号)第一章の規定  
により、弁護士となる資格を有する者でなけれ  
ばならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律に別  
段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁  
人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第三百三  
十八号)の規定を適用する。

**(文書及び物件の提出)**

**第二十五条の二十** 審査会は、仲裁を行う場合に  
おいて必要があると認めるときは、当事者の申  
し必要な事項は、政令で定める。

**(政令への委任)**

**第二十五条の二十六** この章に規定するもののほ  
か、紛争処理の手続及びこれに要する費用に關  
するものとみなして、仲裁法(平成十五年法律第三百三  
十八号)の規定を適用する。

**(文書及び物件の提出)**

**第二十五条の二十七** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**第二十五条の二十八** 建設業者は、その労働者が有する知識、技能  
その他の能力についての公正な評価に基づく適  
正な賃金の支払その他の労働者の適切な待遇を  
確保するための措置を効果的に実施するよう努  
めなければならない。

**第二十五条の二十九** 建設業者は、建設工事を適正に  
実施するために必要な知識及び技術又は技能の  
文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認  
めることができる。

**(立入検査)**

**第二十五条の三十** 審査会は、仲裁を行う場合  
において必要があると認めるときは、当事者の申  
出により、相手方の占有する工事現場その他  
事件に関係のある場所に立ち入り、紛争の原因  
たる事實関係につき検査をすることができる。

**第二十五条の三十一** 審査会は、前項の規定により検査をする場合  
においては、当該仲裁委員の一人をして当該檢  
査を行わせることができる。

**第二十五条の三十二** 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に  
規定する検査を拒んだときは、当該事實関係に  
関する申立人の主張を真実と認めることが可  
能であると認めるときは、当該仲裁委員の一人をして当該檢  
査を行わせることができる。

**第二十五条の三十三** 審査会の行う調停又は仲裁  
の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相  
當と認める者に傍聴を許すことができる。

**(紛争処理の手続に要する費用)**

**第二十五条の三十四** 紛争処理の手続に要する費  
用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定  
めをしないときは、各自これを負担する。

**(建設工事の適正な施工の確保のための取組に  
関する措置)**

**第二十五条の三十五** 特定建設業者は、工事の施  
工の管理に関する情報システムの整備その他の  
建設工事の適正な施工を確保するために必要な  
情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずる  
よう努めなければならない。

**(建設工事の適正な施工の確保のための取組に  
関する措置)**

**第二十五条の三十六** 特定建設業者は、工事の施  
工を請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建  
設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のた  
めに必要な措置を講ずることができることとな  
るよう、当該下請負人の指導に努めるものとす  
る。

**(建設工事の適正な施工の確保のための取組に  
関する措置)**

**第二十五条の三十七** 建設業者は、その請け負つた建設工  
事の施工するときは、当該建設工事に関し第七  
条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事  
現場における建設工事の施工上の管理を  
つかさどるもの(以下「主任技術者」という)  
を置かなければならぬ。

**(主任技術者及び監理技術者の設置等)**

**第二十五条の三十八** 建設業者は、当該都道府県知  
事に対し、国土交通省令の定めるところによ  
り、紛争処理の状況について報告しなければな  
らない。

**(政令への委任)**

**第二十五条の三十九** この章に規定するもののほ  
か、紛争処理の手續及びこれに要する費用に關  
するものとみなして、仲裁法(平成十五年法律第三百三  
十八号)の規定を適用する。

**(文書及び物件の提出)**

**第二十五条の四十** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十一** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十二** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十三** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十四** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十五** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十六** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十七** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十八** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の四十九** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十一** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十二** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十三** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十四** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十五** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十六** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十七** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十八** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の五十九** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十一** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十二** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十三** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十四** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十五** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十六** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十七** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十八** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の六十九** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十一** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十二** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十三** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十四** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十五** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十六** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十七** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十八** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の七十九** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十一** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十二** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十三** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十四** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十五** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十六** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十七** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十八** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の八十九** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の九十** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の九十一** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の九十二** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の九十三** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の九十四** 建設業者は、建設工事の担  
い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に  
努めなければならない。

**(第二章の規定による措置)**

**第二十五条の九十五** 建設業者は、

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者  
者の行うべき第二十六条の四第一項に規定す  
る職務を補佐する者として、当該建設工事に  
関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する  
者に準ずる者として政令で定める者を専任で  
置く場合における監理技術者

前項ただし書の規定は、同項各号の建設工事  
の工事現場の数が、同一の主任技術者又は監理  
技術者が各工事現場に係る第二十六条の四第一  
項に規定する職務を行つたとしてもその適切な  
遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政  
令で定める数を超えるときは、適用しない。

この条において同じ。)は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかるらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

8 一 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれるること。  
第一項の元請負人が置く主任技術者についての規定は、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

7 一 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。  
二 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関する一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

ハ  
主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用して方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであるこ

該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

6 承諾を得なければならない。  
注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を利用してする方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることとする。

二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める額未満となるものであること。  
三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する国土交通省令

イ  
当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。  
ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する国土交通省令で定める要件に適合するものであることを。

理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができるるこの場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面によること

一、当該営業所において締結した請負契約に係る場に置かなければならぬ主任技術者の職務を、特定営業所技術者があつては当該主任技術者又は同条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならぬ監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる  
要件のいずれにも該当する場合における主任  
技術者又は監理技術者

工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業登録許可をもつて其

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。）の内容、当該元請負人が七項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

**第二十六条の五** 建設業者は第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条（第二号に係る部分に限る。）又は第五十五条（第一号に係る部分に限る。）及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあ

以上になる場合においては、前項の規定にかかるわらず、当該建設工事に關し第十五条第一号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならぬ。

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならぬ。主任技

第三項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者（同項各号に規定する監理技術者を含む。次項において同じ。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の六から第二十六条の八までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

**第二十六條の二** 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事の

2 前項の一特定専門工事」とは、土木一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、政令で定めるものであつて、当該建設工事の請負人がこれを施工するために締結した下記契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下記契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

9 第一項の下請負人は、その下請負に係る建工事を他人に請け負わせてはならない。  
（主任技術者及び監理技術者の職務等）

**第二十六条の四**主任技術者及び監理技術者は工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務をして行う指導に従わなければならぬ。

（営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例）

に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても、營業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

3 第一項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行つ特定營業所技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条第五項の講習を受講したものでなければならない。

4 前項の特定營業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

(登録)

### 第二十六条の六 第二十六条第五項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第五項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の講習を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、第二十六条第五項の講習を行いう役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第二十六条の八 国土交通大臣は、第二十六条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

二 前号口及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 建設工事に関する法律制度

ロ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二 前号口及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 監理技術者となつた経験を有する者

で行つたとしても、營業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

3 第一項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行つ特定營業所技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条第五項の講習を受講したものでなければならない。

4 前項の特定營業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

(登録)

### 第二十六条の六 第二十六条第五項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第五項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の講習を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、第二十六条第五項の講習を行いう役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第二十六条の八 国土交通大臣は、第二十六条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

二 前号口及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 建設工事に関する法律制度

ロ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二 前号口及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 監理技術者となつた経験を有する者

ロ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三 建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の六の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という)が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人(会社法平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ)にあつては、業務を執行する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

二 第二十六条の九 登録申請実施機関は、講習の登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ 登録は、講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ 登録は、講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下「講習」という。)を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ 登録は、講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地

二 第二十六条の九 第二十六条第五項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二 前号口及びハに掲げる科目にあつては、次

(講習の実施に係る義務)

二 第二十六条の十 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第二十六条の八第一項第一号及び第二号

に掲げる要件並びに国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習を行わなければならぬ。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求(適合命令)

事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求(適合命令)

第二十六条の十一 登録講習実施機関は、第二十六条の八第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習規程)

第二十六条の十二 登録講習実施機関は、講習に関する規程(次項において「講習規程」という。)を定め、講習の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習規程)

第二十六条の十三 登録講習実施機関は、講習の料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休延止)

第二十六条の十四 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された

第二十六条の十五 國土交通大臣は、講習が第二十六条の八第一項の規定に適合しなかつたと認めるとときは、その登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条の十六 國土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の十の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十六条の十七 國土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の十一から第二十六条の十三まで、第二十六条の十四第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十四第二項各号の請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十六条第五項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条の十八 登録講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習の実施)

第二十六条の十九 國土交通大臣は、講習を行ふ者がいないとき、第二十六条の十三の規定による講習の全部又は一部の休止又は廢止の届出があつたとき、第二十六条の十七の規定により第

二十六条第五項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関に対し講習の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習実施機関が天災その他の事由により講習の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習の全部又は一部を自ら行うことができる。

二 國土交通大臣が前項の規定により講習の全部又は一部を自ら行う場合における講習の引継ぎその他の必要な事項については、國土交通省令で定める。

(手数料)

二十六条の二十 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(報告の微収)

二十六条の二十一 國土交通大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、登録講習実施機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができ

(立入検査)

二十六条の二十二 國土交通大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、その職員に、登録講習実施機関の事務所に立ち入り、その業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(公示)

二十六条の二十三 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第五項の登録をしたとき。

二 第二十六条の十一の規定により届出があつたとき。

三 第二十六条の十三の規定による届出があつたとき。

四 第二十六条の十七の規定により第二十六条第五項の登録を取り消し、又は講習の停止を命じたとき。

五 第二十六条の十九の規定により講習の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又

は自ら行つていた講習の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(技術検定)

二十七条 國土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に從事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

二 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。

4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

5 國土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する。

6 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。

7 第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができ

(指定試験機関の指定)

二十七条の一 國土交通大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第一次検定又は第二次検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 國土交通大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

二十七条の三 國土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による

指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合に行わないこととする。

は、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

二 國土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の選任について準用する。

(秘密保持義務等)

二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の選任について準用する。

(試験事務規程)

二十七条の八 指定試験機関は、國土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

二十七条の九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、國土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、國土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

二十七条の十 指定試験機関は、國土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で國土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

二十七条の十一 國土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認める

ときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。  
 (報告徴収及び立入検査)

**第二十七条の十二** 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するために必要な限度において、指定試験機関に対して試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査されることがある。

**第二十六条の二十二** 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
 (試験事務の休廃止)

**第二十七条の十三** 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 國土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による許可をしてはならない。

4 國土交通大臣は、第一項の規定により試験事務の全部又は一部を休止したとき、前条

3 としたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

**第二十七条の十四** 國土交通大臣は、指定試験機

関が第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、当該指

定試験機関の指定を取り消さなければならない。

い。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が次の各号

一に該当するときは、当該指定試験機関に対し

て、その指定を取り消し、又は期間を定めて試

験事務の全部若しくは一部の停止を命ずること

ができる。

1 第二十七条の三第一項各号の一に適合しな

い。

2 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第

一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二

十七条の十又は前条第一項の規定に違反した

とき。

3 第二十七条の五第二項（第二十七条の六第

三項において準用する場合を含む。）、第二十

七条の八第二項又は第二十七条の十一の規定

による命令に違反したとき。

4 第二十七条の八第一項の規定により認可を

受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

（手数料）

**第二十七条の十六** 第一次検定若しくは第二次検定を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘

案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試

験機関）に納めなければならない。

1 前項の規定により指定試験機関に納められた

手数料は、指定試験機関の収入とする。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

（手数料）

**第二十七条の十七** 指定試験機関が行う試験事務

に係る処分又はその不作為については、國土交

通大臣に対して、審査請求をすることができる。

この場合において、國土交通大臣は、行政

不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第

二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項

及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三

項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政手続とみなす。

（手数料）

**第二十七条の十八** 國土交通大臣は、監理技術者資格（建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により國土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により國土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による國土交通大臣の認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして國土交通又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十七条の二第三項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条

2 國土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つて

いる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 國土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条

第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必

要な事項は、國土交通省令で定める。

（手数料）

**第二十七条の十九** 國土交通大臣は、その指定す

る者（以下「指定資格者証交付機関」という。）

に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の

実施に関する事務（以下「交付等事務」とい

う。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、交付等事務を行お

うとする者の申請により行う。

3 國土交通大臣は、前項の規定による申請をし

た者が次の各号のいずれかに該当するときは、

第一項の規定による指定をしてはならない。

4 一般社団法人又は一般財團法人以外の者で

あること。

2 第五項において準用する第二十七条の十四

第一項又は第二項の規定により指定を取り消

され、その取消しの日から起算して二年を経

過しない者であること。

5 國土交通大臣は、指定資格者証交付機関に交

付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

（手数料）

**第二十七条の二十** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十一** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十二** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十三** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十四** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十五** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十六** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十七** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十八** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の二十九** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十一** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十二** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十三** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十四** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十五** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十六** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十七** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十八** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の三十九** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の四十** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の四十一** 資格者証の交付又は資格者

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

（手数料）

**第二十七条の四十二** 資格者証の交付又は資格者



2

(国土交通大臣又は都道府県知事による経営状況分析の実施)

**二十七条の三十五** 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十四第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十三の規定による経営状況分析の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十七の規定により第二十七条の二十四第一項の登録を取り消し、又は登録経営状況分析機関に対し経営状況分析の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録経営状況分析機関が天災その他の事由により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他国土交通大臣が必要があると認めるときは、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことがで

卷之三

卷之三

**第二十七条の三十六** この章に規定するもののほか、経営事項審査及び第二十七条の二十八の再審査に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 都道府県知事は、第一項の規定により経営状況分析の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた経営状況分析の業務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を当該都道府県の公報に公示しなければならない。

(指示及び営業の停止)

ける公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

国土交通大臣は都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなった場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他国士交通大臣が必要があると認めるときは、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

**第二十七条の三十八** 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関する報告を求めることができる。

一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第二項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

**第二十七条の三十七** 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発

ける公共施設その他施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第五章 監督

### (指示及び営業の停止)

**第二十八条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第十九条の三第三項、第十九条の四、第二十四条の三条第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第二項及び第四項を除き、)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。)第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。)、入札契約適正化法第十五条第二項告くは第三項の規定告くは寺尾庄太良氏



- 九条又は第二十九条の二第一項の規定による处分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 国土交通省及び都道府県に、それぞれ建設業者監督處分簿を備える。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者を受けた建設業者が第二十八条第一項若しくは第四項の規定による指示又は同条第三項若しくは第五項の規定による營業停止の命令を受けたときは、建設業者監督處分簿に、当該処分の年月日及び内容の其他国土交通省令で定める事項を登載しなければならない。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督處分簿を公衆の閲覧に供しなければならぬ。

(不正事実の申告)

第三十条 建設業者に第二十八条第一項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業者が許可を受けた国土交通大臣若しくは都道府県知事又は當業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(報告徵収及び立入検査)

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営む全ての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、この法律の施行に必要な限度において、その業務、財産若しくは工事施工の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、営業所その他當業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(参考人の意見聴取)

第三十二条 第二十九条の規定による許可の取消しに係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聽かなければならぬ。

前項の規定は  
事が第二十八条  
十九条の四第二  
处分に係る弁明  
て準用する。

は、国土交通大臣又は都道府県知事第一項から第五項まで又は第二項若しくは第二項の規定によるもの機会の付与を行う場合について

3 2 会長は、会務を総理する。  
　会長に事故があるときは、学識経験のある老  
　である委員のうちあらかじめ互選された考  
　が、その職務を代理する。  
(政令への委任)

業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

- |         |  |  |   |   |
|---------|--|--|---|---|
|         |  |  |   |   |
| 第三十三条   | 中央建設業審議会等<br>(中央建設業審議会の設置等)  | 前項の規定は、国土交通大臣又は都道府県知事が第二十八条第一項から第五項まで又は第十九条の四第一項若しくは第二項の規定による处分に係る弁明の機会の付与を行ふ場合について準用する。   | 2 |   |
| 第六章     | 中央建設業審議会等  |  |   |   |
| 第三十四条   | 国土交通省に、中央建設業審議会を置く。  | 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。                          | 2 |   |
|         |  | 前項に規定するものほか、中央建設業審議会は、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。  | 3 |   |
|         |  | (中央建設業審議会の組織)  |   |   |
| 第三十五条   | 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。   | 第三十五条 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。   | 2 |   |
|         |  | 中央建設業審議会の委員は、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、国土交通大臣が任命する。   | 2 |   |
|         |  | 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。(准用規定)   | 3 |   |
| 第三十六条   | 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。   | 第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。   | 2 |   |
|         |  | (専門委員)   |   |   |
| 第三十七条   | 建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。  | 第三十七条 建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。  | 2 |   |
|         |  | (専門委員)   |   |   |
| 第三十八条   | 中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。   | 第三十八条 中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。   | 2 |   |
|         |  | (中央建設業審議会の会長)  |   |   |
| 第三十九条   | この章に規定するもののほか、中道府県知事長に事故があるときは、学識経験のある考課ある委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。   | 第三十九条 この章に規定するもののほか、中道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。  | 3 | 2 |
|         |  | (都道府県建設業審議会)   |   |   |
| 第三十九条の二 | 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。   | 第三十九条の二 都道府県建設業審議会は、社会資本整備審議会に關し必要な事項は条例で定める。  | 2 |   |
|         |  | (社会資本整備審議会の調査審議等)  |   |   |
| 第三十九条の三 | 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。   | 第三十九条の三 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。   | 2 |   |
|         |  | (都道府県建設業審議会)   |   |   |
| 第七章     | 雜則   | 第七章 雜則   | 2 |   |
| 第三十九条の四 | 許可申請書の提出その他のこの法律の規定による国土交通大臣又は都道府県知事(登録経営状況分析機関を含む)に対する手続(登録手続)において「特定手続」という。)については、国土交通省令で定めるもの(次項)に記録しておくことができる物を含む。同項において同じ。の提出により行うことができる。 | 第三十九条の四 許可申請書の提出その他のこの法律の規定による国土交通大臣又は都道府県知事(登録経営状況分析機関を含む)に対する手続(登録手続)において「特定手続」という。)については、国土交通省令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。同項において同じ。)の提出により行うことができる。 | 2 |   |
|         |  | (電子計算機による処理に係る手続の特例等)  |   |   |
| 第四十条    | 建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負つたものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設  | 第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負つたものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設   | 2 |   |
|         |  | (標識の掲示)  |   |   |

業又は特定の業  
める事項を  
い。  
(表示の制限)  
**第四十条の一**

(次)  
建設業を當む者は、当該建設業に記載した標識を掲げなければならぬ

- 業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。(表示の制限)  
**第四十条の二** 建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。  
**第四十条の三** 建設業者は、国土交通省令で定めるとこより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。  
(国土交通大臣による調査等)  
**第四十条の四** 国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な調査を行い、その結果を公表するものとする。  
国土交通大臣は、中央建設業審議会に対し、第三十四条第二項に規定する基準の作成に資するよう、前項の調査の結果を報告するものとする。この場合において、国土交通大臣は、中央建設業審議会の求めがあつたときは、その内容について説明をしなければならない。  
(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)  
**第四十一条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。  
特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対し

おける労働の対価として適正と認められる賃金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。  
特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業者を當む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害について、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

おそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十六条の二十一第一項及び第三項の規定

3 徴収又は立入検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正交易委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第三条第一項の許可をした国土

。第一項に規定する者が、その職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第四十六條** 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等)  
**第四十一条の二** 国土交通大臣又は都道府県知事

は、前項の規定による立入検査について準用する。

交通大臣又は都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

<sup>2</sup> 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対する同項の規定による指示

**第四十二条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、  
その許可を受けた建設業者が第十九条の三第一項  
(公正取引委員会への措置請求等)

**第四十三条** 都道府県知事がこの法律を施行するため必要とする経費は、当該都道府県の負担

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

に該建設業者に対して同一の規定。不特定の業者に対する場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の規定を受ける場合、又は当該指示に係る違反行為が建設工事に使用された資材を當む者が第二十一条の規定を當む者に対して同一の規定による指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設工事に使用された資材を當む者、又は建設業者と認められかつ当該建設業者又は建設業者を當む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業者を當む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等（建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。以下この条において同じ。）に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るために適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

の請求権を受けるが、被請求者が第一項の第三項、第十九条の第四項、第二十二条の三第一項、第二十四条の第四項、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反してゐる事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に對し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。）である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

（中小企業庁長官による措置）

(参考人の費用請求権)とする。

**第四十四条** 第三十二条の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(経過措置)

**第四十四条の二** この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

**第四十四条の三** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

二 第十六条の規定に違反して下請契約を締結したとき。

三 第二十八条第三項又は第五項の規定による営業停止の処分に違反して建設業を営んだとき。

四 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分に違反して建設業を営んだとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可を受けたとき。

前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

**第四十八条** 第二十七条の七第一項又は第二十七条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がそ

である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請

**第四十五条** 登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその

拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の  
の勧告に従わないときは、その旨を公表するこ  
とができる。

負人に對しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に、元請負人若しくは下請負人の営業所その他の営業上關係のある場所に立ち入り、長

職員で経営状況分析の業務に従事するものが、その職務に関し、賄賂を收受し、又は要求し、告げては内定なしにこなは、二三人の向裁判に

十二において準用する場合を含む。」又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による

規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害される

簿書類その他の物件を検査させることができる。  
る。

者しづくに終了したときは三年以下の拘禁刑に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。

講習、試験事務、交付等事務又は經營状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機

関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第五十一条において「登録講習実施機関等の役職員」という。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す。

**第五十条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その基又丁鳥を（二者は、六月以下の向禁

はその違反行為をした者は六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六条第一項（第一七条による場合は、

第一項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類に虚偽の記載をして

これを提出したとき、二 第十一条第一項から第四項まで（第十七条

において準用する場合を含む。) の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこ

三 第十一条第五項（第十七条において準用す  
れを提出したとき。

る場合を含む。) の規定による届出をしなかつたとき。

四 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条

の一十四第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出

したとき。  
前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁

刑及び罰金を併科することができる。

は、その違反行為をした登録講習実施機関等の役職員は、五十万円以下の罰金に処する。

（第二十六条の十三（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による

において逐月一括算定を含む、の規定は、届出をしないで講習若しくは経営状況分析の業務の全部を廃止する又は第二十七条の十三

業務の全部を廢止し、又は第二百一十七条の十三第一項（第二百一十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受

用する場合を含む)の規定による許可を受けないで試験事務若しくは交付等事務の全部と至るところ。

を廢止したとき

おいて準用する場合を含む) 又は第二十七条の十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿

に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十六条の二十一（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項（第二十七条の十九第

第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告を求めるは、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十六条の二十二(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)若しくは第二十七条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項から第三項まで又は第二十六条の三第七項の規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき。

二 第二十六条の二の規定に違反したとき。

三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつたとき。

四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

五 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第三十一条第一項、第四十二条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十七条 一億円以下の罰金刑

二 第五十条又は前条 各本条の罰金刑

第五十四条 第二十六条の十四第一項(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条の十四第一項各号(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十二条(第十七条において準用する場合を含む)の規定による届出を怠つた者

二 正当な理由がなくて第二十五条の十三第三項の規定による出頭の要求に応じなかつた者

三 第四十条の規定による標識を掲げない者

四 第四十条の二の規定に違反した者

五 第四十条の三の規定に違反して、帳簿を偽えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者

附 則 抄  
(施行期日)  
八号抄 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえ九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和二十六年六月八日法律第一二一号)抄 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年八月一七日法律第二二三二号)抄 この法律は、公布の日から施行する。但し第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条の改正規定は、この法律公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三五年五月一日法律第一七四五号)抄 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三六年五月一六日法律第一八六号)抄  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年五月一六日法律第一八五号)抄  
(施行期日)  
この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律百四十四号)の施行の日から施行する。







新建設業法第二十六条の十第一項の規定による経営状況分析規程の届出についても、同様とする。

5 第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二十四第一項の指定を受けている者は、第二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建設業法第二十七条の二十四第一項の登録を受けているものとみなす。

6 第一条の規定の施行前にされた旧建設業法第二十七条の二十二第四項の規定による旧建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査（以下この条において「旧経営事項審査」という。）の申請又は旧建設業法第二十七条の二十六第一項の規定による旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する経営状況分析（以下この条において「旧経営状況分析」という。）の申請であつて、第二条の規定の施行の際、これらの結果の通知がなされていないものについての結果の通知については、なお従前の例による。

7 旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関の役員又は職員であつた者に係る同項に規定する経営状況分析に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

8 第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二十四第一項の指定を受けている者が行うべき第二条の規定の施行日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

9 第二条の規定の施行前にされた旧経営事項審査又は旧経営状況分析の結果（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る再審査の申立てについては、なお従前の例による。

10 第二条の規定の施行前に旧経営事項審査において旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況分析（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求については、なお従前の例による。（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行前にこの法律によるもののか、この法律の施行前にこの法律によるも

改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれ（法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。）

5 第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

7 第十七条 附則（平成一五年八月一日法律第一三号）抄

（施行期日）

（第一条）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）

（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

（第一条）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第三条）第四条並びに附則第五条から第七条まで及び第十二条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

（第五条）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者に対する許可の取消しその他の監督上の处分に関する事由に掲げる規定の施行前に生じた事由については、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（第六条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第七条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第八条）政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）

（第九条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第十条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第十一条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第十二条）施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る再審査の申立てについては、なお従前の例による。

（第十三条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（第十四条）附則第二条から前条までに規定するもの（ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）

（附則）

（平成一六年一二月一日法律第一四号）抄

（施行期日）

（第一条）この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第十五条）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（第一条）この法律は、会社法の施行の日から施行する。この法律は、一般社団法人及び一般財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定による改正規定（平成十九年四月一日に限る。）の規定（平成十九年四月一日に限る。）の規定による改正規定並びに同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項から第五項まで、第四十条の

三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び附則第十三条（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定による改正規定（平成十九年四月一日に限る。）の規定（平成十九年四月一日に限る。）の規定による改正規定並びに同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項の規定にかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に建設工事紛争審査会に係属している第四条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二十五条の規定による改正前の建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十条第三項の規定に伴う経過措置による。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

4 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

6 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

7 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

9 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

10 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十五条の十六の規定の適用については、附則第二十九条の規定による許可の取消しその他の監督上の处分については、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び附則第十三条（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定による改正規定（平成十九年四月一日に限る。）の規定（平成十九年四月一日に限る。）の規定による改正規定並びに同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項から第五項まで、第四十条の





く)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十二条から第七十三条までの規定公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用し、戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (令和三年五月二八日法律第四八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条(住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六条の次に一條を加える改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第一百一条第一項第一号の改正規定を除く。)及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定、「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定(令和三年九月三十日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

1 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
号)	附 則 (令和六年六月一四日法律第四九号)
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二	附則第四条の規定(公布の日内において政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)
三	第一条(建設業法第三十四条の改正規定及び同法第四十条の三に一項を加える改正規定に限る。)の規定及び次条第一項の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)
四	第一条のうち建設業法第二十条の改正規定による改正後の同法第二十条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
五	第一条のうち建設業法第三十二条の改正規定による改正後の同法第三十二条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
六	第一条のうち建設業法第三十三条の改正規定による改正後の同法第三十三条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
七	第一条のうち建設業法第三十四条の改正規定による改正後の同法第三十四条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
八	第一条のうち建設業法第三十五条の改正規定による改正後の同法第三十五条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
九	第一条のうち建設業法第三十六条の改正規定による改正後の同法第三十六条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
十	第一条のうち建設業法第三十七条の改正規定による改正後の同法第三十七条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。

2	第一条のうち建設業法第十九条第一項第八号の改正規定による改正後の同法第十九条第一項(第八号に係る部分に限る。)の規定は、第三号(該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)
三	第一条のうち建設業法第十九条の三に一項を加える改正規定及び同法第十九条の五に一項を加える改正規定による改正後の同法第十九条の規定は、第三号(該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)
四	第一条のうち建設業法第二十条の改正規定による改正後の同法第二十条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
五	第一条のうち建設業法第二十一条の改正規定による改正後の同法第二十一条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
六	第一条のうち建設業法第二十二条の改正規定による改正後の同法第二十二条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
七	第一条のうち建設業法第二十三条の改正規定による改正後の同法第二十三条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
八	第一条のうち建設業法第二十四条の改正規定による改正後の同法第二十四条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
九	第一条のうち建設業法第二十五条の改正規定による改正後の同法第二十五条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。
十	第一条のうち建設業法第二十六条の改正規定による改正後の同法第二十六条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。

別表第一 (第二条、第三条、第四十条関係)	別表第二 (第二十六条の八関係)
土木一式工事	一 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関するもの)
大工工事	二 都市工学に関する学科
建築一式工事	三 衛生工学に関する学科
土木工事業	四 交通工学に関する学科
左官工事	五 建築学に関する学科
とび・土工・コンクリート工事	六 電気工学に関する学科
石工事業	七 電気通信工学に関する学科
屋根工事	八 機械工学に関する学科
電気工事業	九 林学に関する学科
電気工事	十 鉱山学に関する学科